

2. 検証ポイント

中小・零細企業等の債務者区分については、その特性を踏まえて判断する必要があるが、その際の検証ポイントは、以下のとおりである。

また、次のような中小・零細企業等の特性にも留意する必要がある。

- ① 中小・零細企業は総じて景気の影響を受けやすく、一時的な収益悪化により赤字に陥りやすい面がある。
- ② 自己資本が大企業に比べて小さいため、一時的な要因により債務超過に陥りやすい面がある。

また、大企業と比較してリストラの余地等も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかることが多い。

- ③ 中小・零細企業に対する融資形態の特徴の1つとして、設備資金等の長期資金を短期資金の借換えの形で融資しているケースがみられる。

以上のような中小・零細企業の経営・財務面の特性や中小・零細企業に特有の融資形態を踏まえ、赤字や債務超過が生じていることや、貸出条件の変更が行われているといった表面的な現象のみをもって、債務者区分を判断することは適当ではない。

したがって、取引実績やキャッシュフローを重視して検証するとともに、貸出条件の変更の理由や資金の用途、性格を確認しつつ、債務者区分の判断を行う必要がある。

なお、検査においては、これら検証ポイントに加え、金融機関が自己査定を行う際のあらゆる判断材料の把握に努め、債務者の経営実態を総合的に勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。

【金融検査マニュアル及び検証ポイント】

(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
(3) 債務者区分	債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性	1. 代表者等との一体性 中小・零細企業等の場合、企業とその代表者等との間の業務、経理、資産所有等との関係は、大企業のように明確に区分・分離がなされておらず、実質一体となっている場合が多い。 したがって、中小・零細企業等の債務者区

(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
② 要注 意先	<p>の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。</p> <p>特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ロ. 赤字企業の場合、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>分の判断に当たっては、当該企業の実態的な財務内容、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等について、次のような点に留意し検討する必要がある。</p> <p>なお、代表者等には、例えば、代表者の家族、親戚、代表者やその家族等が経営する関係企業等当該企業の経営や代表者と密接な関係にある者などが含まれる。</p> <p>(1) 企業の実態的な財務内容</p> <p>代表者等からの借入金等については、原則として、これらを当該企業の自己資本相当額に加味することができるものとする。</p> <p>なお、代表者等が返済を要求することが明らかとなっている場合には、この限りではない。</p> <p>また、当該企業に代表者等への貸付金や未収金等がある場合には、その回収可能性を検討し回収不能額がある場合には当該企業の自己資本相当額から減額する。</p> <p>(2) 代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等</p> <p>イ. 例えば、企業が赤字で返済能力がないと認められる場合であっても、代表者等への報酬や家賃等の支払いから赤字となり、金融機関への返済資金を代表者等から調達している場合があるので、赤字の要因や返済状況、返済原資の状況を確認する。</p> <p>ロ. 代表者等の収入状況については、個人については個人収支や資金繰り等、関係企業</p>

(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法	
	自己査定結果の正確性の検証	
③ 破綻懸念先	<p>特に、中小・零細企業等については、必ずしも経営改善計画等が策定されていない場合があり、この場合、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて検討するものとし、経営改善計画等が策定されていない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。</p>	<p>については企業収支や資金繰り等により確認する。</p> <p>ハ. 代表者等の預金や有価証券等の流動資産及び不動産(処分可能見込額)等の固定資産については、返済能力として加味することができる。</p> <p>なお、その場合に、代表者等に係る借入金がある場合にはその額を控除する。(また、代表者の第三者に対する保証債務の有無についても勘案する。)</p> <p>(注) 当該借入金等の確認については、3. 検証ポイントに関する運用例の留意事項の2. を参照。</p> <p>上記の場合において、代表者等の支援の意思の確認については、当該代表者等の確認書、あるいは金融機関の業務日誌等により確認する。(ただし、代表者等が保証人となっている場合は意思確認は不要)</p> <p>2. 企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性</p> <p>企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性については、企業の成長発展性を勘案する上で重要な要素であり、中小・零細企業等にも、技術力等に十分な潜在能力、競争力を有している先が多いと考えられ、検査においてもこうした点について着目する必要がある。</p> <p>企業の技術力等を客観的に評価し、それを企業の将来の収益予測に反映させることは必ずしも容易ではないが、検査においては、当該企業の技術力等について、以下の点を含め、</p>

(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法	
	自己査定結果の正確性の検証	
		<p>あらゆる判断材料の把握に努め、それらを総合勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。</p> <p>(1) 企業の技術力、販売力等</p> <p>(イ) 企業や従業員が有する特許権、実用新案権、商標権、著作権等の知的財産権を背景とした新規受注契約の状況や見込み</p> <p>(ロ) 新商品・サービスの開発や販売状況を踏まえた今後の事業計画書等</p> <p>(ハ) 取扱い商品・サービスの業界内での評判等を示すマスコミ記事等</p> <p>(ニ) 取扱い商品・サービスの今後の市場規模や業界内シェアの拡大動向等</p> <p>(ホ) 取扱い商品・サービスの販売先や仕入れ先の状況や評価、同業者との比較に基づく販売条件や仕入条件の優位性</p> <p>(2) 経営者の資質</p> <p>過去の約定返済履歴等の取引実績、経営者の経営改善に対する取組み姿勢、財務諸表など計算書類の質の向上への取組み状況、ISO等の資格取得状況、人材育成への取組み姿勢、後継者の存在等</p> <p>以上の企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性を評価するに当たっては、金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等を検証し、それらが良好であると認められる場合には、原則として、金融機関が企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重する。</p>

<p>(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)</p>		<p>検証ポイント</p>
<p>項目</p>	<p>1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証</p>	
		<p>また、</p> <p>(ア) 法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画等(例えば、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の「経営革新計画」「異分野連携新事業分野開拓計画」等)</p> <p>(イ) 企業の技術力、販売力、経営者の資質等に関する中小企業診断士等の評価などを勘案するものとする。</p> <p>3. 経営改善計画</p> <p>(1) 経営改善計画等の策定</p> <p>中小・零細企業等の場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。</p> <p>検査に当たっては、債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて債務者区分の判断を行うことが必要である。</p> <p>他方、金融機関側より現在支援中である、あるいは、支援の意思があるという説明があった場合にあっても、それらのみにとらわれることなく、上記のような何らかの具体的な方策について確認することが必要である。</p> <p>(2) 経営改善計画等の進捗状況</p> <p>中小・零細企業等の場合、必ずしも精緻な経営改善計画等を作成できないことから、景</p>

(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
		<p>気動向等により、経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る(売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割に満たない)場合がある。</p> <p>その際における債務者区分の検証においては、経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要である。</p> <p>なお、経営改善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際には、バランスシート面についての検討も重要であるが、キャッシュフローの見通しをより重視することが適当である。</p> <p>4. 貸出条件及びその履行状況</p> <p>貸出条件及びその履行状況については、債務者区分を判断する上で重要な要素であり、仮に、条件変更等が行われている場合には、その条件変更等に至った要因について確認する必要がある。</p> <p>例えば、当該貸出金が設備資金として融資されたものの、収益の減少による返済能力の低下から約定返済ができないため元本の期日延長が行われている場合や、運転資金等が他の貸出金の元本や利息の返済額に流用され(いわゆる利息貸出)、結果として、元本又は利息の延滞が回避されている場合などにおいては、貸出条件及びその履行状況に問題があると考えられ、これらを踏まえ債務者区分の判断を行う必要がある。</p>

(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法	
	自己査定結果の正確性の検証	
		<p>一方、例えば、工場建設など設備資金を融資する場合に、長期資金を短期資金の借換えによってまかなっているケースがみられるが、当該融資形態のみをもって債務者区分の判断を行うことは適当ではなく、そのような融資形態となった理由や資金用途を確認し、実態に即した柔軟な判断を行う必要がある。</p> <p>5. 貸出条件緩和債権</p> <p>貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第五号ロ(4)において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。</p> <p>なお、債務者の経営再建又は支援を図る目的の有無については、単に融資形態のみをもって判断するのではなく、債務者の状況や資金の性格等を総合的に勘案して判断する必要がある。</p> <p>例えば、書換えが継続している手形貸付であっても、いわゆる正常運転資金については、そもそも債務者の支援を目的とした期限の延長ではないことから、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>また、債務者に有利となる取決めか否かについては、「基準金利」(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。以下同じ。)という着眼点で判断する必要がある、その際、以下の点に留意する。</p>

(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
		<p>(1) 貸出条件緩和債権の検証</p> <p>貸出条件緩和債権の検証に当たって、「基準金利」を検証する際には、中小・零細企業の特性を踏まえて、次のような点に留意し、検討する必要がある。</p> <p>(注) 担保(優良担保、一般担保を問わない)や信用保証協会保証などの保証(優良保証、一般保証を問わない)等により貸出金が保全されている場合には、当該保全状況を踏まえ信用リスクを勘案する。(なお、100%保全されており、信用リスクは極めて低いと考えられる場合には、調達コスト(資金調達コスト+経費コスト)を下回る場合を除き、原則として、貸出条件緩和債権に該当しないものと判断して差し支えないものと考えられる。)</p> <p>イ. 代表者等が当該企業の保証人となっておらず、かつ個人資産を担保提供していない場合であっても、代表者等の当該企業に対する支援の意思が確認されている場合(前記1.(2)参照)には、当該代表者等の資産について返済能力に加味することができることを踏まえ信用リスクを勘案する。</p> <p>ロ. 条件変更を実施している債権であっても、当該企業が保有する資産の売却等の見通しが確実であり、それにより返済財源が確保されている場合等には、信用リスクそのものが軽減されていることを勘案する。</p> <p>(2) 貸出条件緩和債権の卒業基準</p>

(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
		<p>貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(Ⅲ-4-9-4-3(2), ③, ハ)(注)において記載されているところであるが、この場合においても中小・零細企業等の特性を踏まえて、上記(1)イ. 及びロ. に加え、次のような点に留意し、検討する必要がある。</p> <p>イ. 債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画等収支計画表等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえ信用リスクを勘案する。</p> <p>ロ. 株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画についても、中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画と、原則として同様に扱う。</p> <p>また、金融機関が債務者に対して貸付条件の変更等(注1)を行う場合であって、当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき(他の金融機関(政府系金融機関等(注2)を含む。)が行う貸付条件の変更等に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき及び信用保証協会による既存の保証の条件変更に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているときを含む。)は、当該計画等が中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)③ハ.(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認めら</p>

(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法	
	自己査定結果の正確性の検証	
		<p>れるものであれば、金融機関が当該債務者に対して行う貸付条件の変更等に係る貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>(注1)「貸付条件の変更等」とは、貸付条件の変更、旧債の借換え、DES(デット・エクイティ・スワップ)その他の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置をいう。</p> <p>(注2) 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人住宅金融支援機構をいう。</p> <p>ハ. その進捗状況が概ね1年以上順調に進捗している場合には、その計画は実現可能性の高い計画であると判断して差し支えない。</p> <p>二. 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(Ⅲ-4-9-4-3(2)、③、ハ)において、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p>

(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
		<p>いとされていることに留意する。</p> <p>なお、「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、銀行と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み）が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。</p> <p>ホ. 中小・零細企業等の場合、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1) 1. (3)③の経営改善計画等に関する規定を満たす計画（債務者が経営改善計画を策定していない場合には、債務者の実態に即して金融機関が作成した資料を含む。以下「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。）が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。また、今後の資産売却予定や諸経費の削減予定等がなくても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して金融機関が作成した経営改善に関する資料がある場合には、貸出条件緩和債権に該当しないことに留意する必要がある。ただし、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画とは取り扱わない。また、経営改善計画の検証にあたっては、上記3. 経営改善計画を踏まえ</p>

(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法	
	自己査定結果の正確性の検証	
		<p>て検討する必要がある。</p> <p>(注) 貸出条件緩和債権については主要行等向けの総合的な監督指針(Ⅲ-3-2-4-3(2), ③)にも記載有り。保険会社の貸付条件緩和債権については保険会社向けの総合的な監督指針(Ⅲ-2-16-3(2), ③)に記載有り。</p> <p>6. 企業・事業再生の取組みと要管理先に対する引当</p> <p>地域の中小・零細企業については、大企業と異なり抜本的な企業・事業再生の手法についての選択肢が狭く、中小・地域金融機関がリレーションシップバンキングを通じて得られる情報を活用し、継続的な企業訪問、地道な粘り強い経営相談・経営指導等を行うなど、積極的に企業・事業再生支援に取り組むことが重要である。</p> <p>そうした企業・事業再生支援の効果が将来的には、金融機関の信用リスクの減少をもたらす、引当率の低減をもたらすものと考えられる。</p> <p>引当率の算出に当たって、金融機関が十分な態勢の下、企業・事業再生に向けた支援等の取組み(注)を実施する場合には、当該支援先(または同様の支援等を実施しようとする先)については、支援等の取組みにより低減された信用リスクに基づく引当率を使用することに合理性があるものと考えられる。</p> <p>したがって、金融機関が日頃の債務者との密度の高いコミュニケーションを通じて、真摯かつ積極的・組織的な企業・事業再生支援</p>

<p>(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)</p>		<p>検証ポイント</p>
<p>項目</p>	<p>1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証</p>	
		<p>への取組みを実施している場合には、これらの取組みを実施し、その実績データが存在している債務者を、それ以外の債務者と区別してグルーピングすることにより、引当率に格差を設けることができるものとする。</p> <p>なお、金融機関が引当率の格差を設けている場合には、これらの取組みの実施状況等を検証する必要がある。</p> <p>(注) 金融機関の早期の企業・事業再生支援に向けた積極的・組織的な取組みにかかる態勢整備は区々であるが、具体的には以下のとおり。</p> <p>イ. 金融機関が企業・事業再生に向けた積極的・組織的な取組み、例えば、継続的な企業訪問、中小企業診断士等の専門性を有する者の養成、企業・事業再生支援のための経営相談や経営指導、再生支援チームによる再生計画の策定等を実施していること。</p> <p>なお、当該金融機関の企業・事業再生に向けた支援等の取組みについては、業務日誌等の業務記録によりその実績を確認し、また、再生計画の策定については、その実施状況等を検証する必要がある。</p> <p>ロ. 企業・事業再生に向けた支援等を実施する金融機関の債務者選定基準が明確化されており、当該基準が恣意的なものでないこと。</p> <p>ハ. 引当率の算定(今後3年間の予想損失額見積もり)に当たっては、十分な母集団が確保されており、最低限1年間のデータが蓄積されていること。</p>

(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法	
	自己査定結果の正確性の検証	
		<p>7. 資本的劣後ローンの取扱い</p> <p>(1) 金融機関の中小・零細企業向け(注1)の要注先債権(要管理先への債権を含む)で、貸出債権の全部または一部を債務者の経営改善計画の一環として、原則として以下の要件の全てを満たす貸出金(以下、「資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)」という。)に転換している場合には、債務者区分等の判断において、下記(2)を満たすことを条件として当該資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を当該債務者の資本とみなすことができる。(注2)</p> <p>なお、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)への転換は、合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画と一体として行われることが必要である。</p> <p>①資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)についての契約が、金融機関と債務者との間で双方合意の上、締結されていること</p> <p>②契約内容に、原則として以下の全ての条件を付していること</p> <p>イ. 資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の返済(デフォルトによらない)については、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)への転換時に存在する他の全ての債権及び計画に新たに発生することが予定されている貸出債権が完済された後に償還が開始すること</p> <p>(注) 経営改善計画が達成され、債務者の業況が良好となり、かつ、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を資本と見なさなくても財務内容に特に問題がない場</p>

(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
		<p>合には、債務者のオプションにより早期償還することができる旨の条項を設けることは差し支えない。</p> <p>ロ. 債務者にデフォルトが生じた場合、金融機関の資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の請求権の効力は、他の全ての債権が弁済された後に生ずること</p> <p>ハ. 債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること</p> <p>ニ. 資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)がハ. その他の約定違反により、期限の利益を喪失した場合には、債務者が当該金融機関に有する全ての債務について、期限の利益を喪失すること</p> <p>(注1) ここでいう中小・零細企業とは「中小企業基本法」で規定する中小企業者及びこれに準じる医療法人、学校法人等とする。ただし、出資比率や経営の状況からみて大企業の関連会社(財務諸表規則における関連会社をいう。)と認められる企業を除く。</p> <p>(注2) その後上記(1)②の諸条件を満たさなくなった場合には、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を当該債務者の資本とみなすことができないものとする。</p> <p>(2) 資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を資本とみなすに際しては、金融機関におい</p>

<p>(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)</p>		<p>検証ポイント</p>
<p>項目</p>	<p>1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証</p>	
		<p>て当該資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の引当につき、「資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本的劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(平成16年11月2日日本公認会計士協会)を参照の上、会計ルールに基づいた適切な引当を行うこととする。</p> <p>(3) 貸出債権の全部または一部を十分な資本的性質が認められる劣後ローン(以下「資本的劣後ローン(准資本型)」)に転換している場合には、債務者区分等の判断において、上記(1)の諸条件を満たしているか否かにかかわらず、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)1.(3)の(注)により、当該資本的劣後ローン(准資本型)を当該債務者の資本とみなすことができることに留意する。</p> <p>(参考) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト 自己査定(別表1)の1.(3)の(注) 「債務者の実態的な財務内容」の把握にあたり、十分な資本的性質が認められる借入金は、新規融資の場合、既存の借入金を転換した場合のいずれであっても、負債ではなく資本とみなすことができることに留意する。</p>